

平成 19 年 6 月 21 日現在

第 10 回日本学生支援債券
債券内容説明書
(証券情報)

1. 本「債券内容説明書（証券情報）」（以下「本証券情報説明書」という。）において記載する第10回日本学生支援債券（以下「本債券」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号）第19条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券の発行者である本機構の詳細について記載した平成18年9月30日付「債券内容説明書（法人情報）平成17事業年度」（以下「法人情報説明書」という。）は、本機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を同日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、法人情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、証券取引法第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。

本証券情報説明書及び法人情報説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、証券取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
5. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号）第37条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成16年3月31日文部科学省令第23号）第8条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成されています。
6. 本証券情報説明書及び法人情報説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供しています。

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

東京都新宿区市谷本村町10-7

目 次

第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務	5
3	新規発行による手取金の使途	5
第二部	参照情報	7
第1	参照書類	8
第2	参照書類の補完情報	8
第3	参照書類を縦覧に供している場所	19